

御船町農業委員会会議録

令和 3 年 1 月 12 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 3 年 1 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 1 月 12 日(火) 13 時 30 分～14 時 20 分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室

3. 農業委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗		
会長職務代理者	2 番	荒木	義一		
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番 藤本 隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番 田端 幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番 芥川 誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番 藤岡 雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番 山本富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番 竹崎 幸雄
欠席者	3 番	野田	孝光	11 番	芥川 誠
最適化推進委員	8 名				

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 7 議案第 4 号 農地中間管理事業に関する法律第 19 条について
- 8 報告第 1 号 合意解約について
- 9 報告第 2 号 「非農地証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課	長	井上	辰弥
係	長	緒方	弘和
主	事	吉澤	輝

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前の、総会の成立宣言をいたします。本日

は、3 番野田委員、11 番芥川委員から欠席の連絡をうけております。欠席者 2 名ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員 8 名のご出席をいただいております。

それではただいまより、1 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よりしく願います。

議長 新年あけましておめでとうございます。お正月、私はずっと家にいました。皆さんは、いかがでしたか。

本日の議事録署名委員を指名いたします。8 番 福島委員、9 番 藤本委員、願います。

それでは、議案第 1 号を提案いたします。事務局より説明を願います。

事務局 議案書の 1 ページを願います。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。

令和 3 年 1 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

議案書の、2 ページを願います。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

議長 14 番 それでは、申請番号①番、担当の竹崎委員説明を願います。

事務局と現地確認を行いました。場所は、3 ページをご覧下さい。第 2 項第 1 号から第 7 号までの該当する箇所は充たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議をよりしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手を願います。

します。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。
続きまして、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

今月は、5条申請5件8筆の申請が出ております。

まず、訂正をお願いします。申請番号④の土地の所在地〇〇字
〇〇となっておりますけれども、字〇〇の誤りです。その下の
△-△も、同じく〇〇ではなく〇〇になります。申請番号⑤の担
当委員も、〇〇地区の案件ですので、藤本委員と坂本委員にな
っておりますけれども、富田委員と川地委員に修正をお願いします。
失礼しました。それでは、順に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇〇 △-△-△

〇.〇.〇〇〇〇〇〇〇〇 〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：農業用倉庫

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場、駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場、駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場、駐車場

理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇〇郡〇〇町〇 △-△

〇〇〇〇〇〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇〇郡〇〇町〇 △-△

〇〇〇〇〇〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

貸人の住所・氏名：大字〇 △-△ 〇〇 〇〇〇

借人の住所・氏名：〇〇〇郡〇〇町〇〇 △-△

〇〇〇〇〇〇〇△ 〇〇 〇〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条使用貸借権設定（県許可）

議 長
4 番

それでは申請番号①番、担当の西橋委員お願いいたします。

先月の 21 日に事務局と川地委員と現地確認に行きました。

場所から申し上げます。8 ページを開いていただきますと、〇〇小学校から〇〇の方に行って、すぐ右に入った左側になります。申請者は現在アパート住まいであるが手狭になり、宅地を購入し住宅を建築する予定だが入口が狭いということで、今回、この申請地で入り口を造りたいということで、地権者の方との合意に至り申請されたということです。給水については町道から、排水につきましては浄化槽で処理し側溝へ流すということで、区長さんから排水同意書をいただいております。一般基準の 1 から 10 まで、適当と判断します。総合判断といたしまして、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。これは、残地だったんですよ

ね。〇〇〇〇の。

4 番
議 長
全委員
議 長

はい。

他にご質問・ご意見はございませんか。

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

続きまして、申請番号②番、担当の竹崎委員説明をお願いいたします。

14 番

申請人は、農業用倉庫が建っていた用地が上益城広域連合のゴミ焼却施設建設計画に伴い立ち退きを余儀なくされた。そのため、代替地を探して広域農道沿いの近隣に住宅がない利便性が良い敷地を見つけた。当該申請地の所有者と条件面で合致し、今回の申請に至った。14 ページに地図があります。15 ページに配置図が載っています。12 ページに戻っていただいて、該当する項目は、許可相当と判断いたしました。総合判断といたしまして許可相当と判断しております。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

事務局、これは最後の非農地証明もあわせて一緒に説明した方がよくないですか。

事務局

そうですね。では事務局から、非農地証明の報告ということで、議案書の 15 ページです。これは、報告ということで、「非農地証明書を発行したので、報告する。」ということで、最後に説明を予定しておりましたが、先程の 3 条と今の 5 条に関係がありますので、この場でちょっと説明いたします。場所は、先程説明がありました通りですけれども、ゴミ焼却場の建設に伴う用地買収にかかったということで、申請者の〇〇〇〇さんが今回この地に農業用倉庫を移転して建設したい、ただそこは農振・農用地区域でしたので、昨年の 12 月の農業委員会で用途区分の変更の承認を受けているところです。現在、農振除外ではなくて、農振の用途区分が農業用施設用地となっておりますので、今回、農業用施設倉庫の転用申請が出ております。で、一番わかりやすいのが、説明資料の 16 ページです。16 ページのところで見ますと、これが境界確定図ということで、赤で囲んだ範囲が今回の 3 条と 5 条の申請地になります。農業用倉庫が建つ予定地が、一番広域農道側の△・△番地になります。△㎡ですね。地図右側に△・△。字図上に、里道が入っておりますので、里道部分を確保して、その右側△・△。この 2 筆が先程の議

案第 1 号の 3 条申請の申請地になります。それと、16 ページの境界確定図の上側ですね。細長く△・△というのが、表示されております。こちらが、説明資料の一番後ろの 64 ページに写真がついておりますけれども、現況の写真ですね。ピンクで囲んである所が道になっているということで、実際ここは、〇〇さんが子どものころから道路があったということで、非農地証明で地元の区長さんの意見書もついておりましたので、12 月 22 日にここは非農地証明を発行しております。一応、今回、3 条と 5 条と非農地証明の 3 件にわたって、〇〇さんの案件の申請がなされております。以上です。

議 長
事務局

一番最後の写真は、これは左上が申請地？

そうですね。左上、土手上が今回の 3 条と 5 条の申請地になります。

議 長
10 番
議 長
10 番

それでは、ご質問・ご意見がある方はいらっしゃいませんか。議長。

はい、田端委員。

この案件の中で、一般廃棄物の焼却場関連施設がここに出来るということで、代替地ということですが、ゴミの関連施設の中に、農地・農業用施設等がどれ位含まれているのかということで、今後において、この様な案件が何回も出てくる可能性があるのか。

事務局

はい、ただいまの田端委員からのご質問なんですけれども、昨年の 12 月の総会の時にもこのゴミ焼却場の話が出まして、広域連合の担当の方からこのゴミ焼却場として計画してある区域の農地、農業委員会のほうには、農地部分が関係するんですけれども、農地・山林等の面積、予定地の地番等は提出されております。ちょっと、今手元に持ってきておりませんので、具体的な数値は本日この場ではご回答ができませんけれども、将来的に、今、田端委員が言われたこれと同じような申請が上がるかどうかということも含めてなんですけれども、用地買収されて、特段移転等が伴わなければ、この〇〇さんみたいな申請は特に不要になります。この広域連合というのが、公的機関になりますので、ゴミ焼却場施設の転用申請も許可不要に該当しますので、農業委員会には許可不要というかたちになります。去年の 12 月の時にも、資料を準備しますということでお伝えしていただきましたので、来月にはある程度出せるように準備をさせて頂きたいと思います。以上です。

10 番

公共施設で許可不要ということではありますが、全体的な関連する予定地の面積がどれ位になっているのか、その中にどれ位の農地・山林が含まれているのかということは、我々農業委員会としては掌握しておくべきだと思います。それと同時に、この計画が今後どのような過程の中で、いつ頃稼働するのか、関連施設の、今一般廃棄物の処理施設だけがでていますが、従来の予定でありますと、一般廃棄物の処理、し尿処理、リサイクル、最終処分場という 4 つの大きな関連施設が建設予定してあったと思います。そこらあたりが、これまで、なんで進んでないのか。大事なことだと思いますので、農地がかなり含まれますので、そこらあたりのこともやはりきちっと掌握をしておいて、周辺に対する様々な影響などが発生しないのかということも、やはり農業委員会として今後しっかりと見極めをしていくべきだと私は思います。

議 長
事務局

今、田端委員が言われた通り建設計画があるんですか。
そうですね。ゴミ焼却場という従来の今まで御船町で使っていたものだけであれば、シンプルなかたちだと思うんですけど、専門的な言葉で最終処分場とか、いろんな複合的な施設として当初計画があったと。そうすると、予算規模が総額相当の額に膨らむということで、各町が負担金として支出しなければいけませんので、各町の財政部局がこの計画では、町が耐えられないというような話も出ているそうです。それで計画の見直しを、現在、広域連合の担当の方で行っているというふうに聞いております。

議 長
10 番

最終処分場を建設するとなると、それは大事ですね。
その計画というのは、住民説明会の中に一応入ってはいるんですよ。その施設まで含むというのは。ただ、住民の皆さんがどこまで理解をされているかというのは、非常に不透明な部分があります。ですから、動向によってその 4 施設が全てできるのか。それがいつになるのか。今後の工程がどのようになっていくのか。5 年先なのか、10 年先なのか。10 年先となるなら、大きく変化する可能性もある。ということになると、遊休資産になってしまうようなことになると大変なことになってしまう。中原北用地と同じような状況を作り出してしまうとも限らない。それとか、熊本市に委託をすとか、もう契約をされたのかどうかわからないけれど、そういった状況というのはしっかりと把握をしていかないと後々に非常に心配することが生

まれはしないかということで、やはり、これは農業委員会としても農地を含んでいますので、しっかりと把握していくべきだと思います。それと、費用対効果の件ですが、従来の施設を延命を図るとすると相当お金がかかるということで、それを比較した場合に処理施設を1つにして、今後上益城として（元々は西原も入っていた）一緒にやっ払いこうというのが、当初の計画です。その方が財政負担が少なくなりますよ将来的には、ということだったんですよ。ですから、熊本市に委託したということになるなら、非常に難しい展開になりはしないかと私は危惧しております。

議 長 町が増えれば1町が出す金額は少なくなるが、それだけみんな寄ってくるということだから。

10 番 熊本市も、やっぱり入りたいんですよ。熊本市も処理能力が足りない。だから入れてもらいたいというのがあると思うんですよ。だから今後、どういうふうになっていくのか。

議 長 事務局 今のような話で、まだ具体的に10年。
通常、用地買収が終われば、次は建設工事だという段階なんですけれども、実際、建設工事というのはいつからというのは未定になっているということで、私達が事務局として心配したのが、〇〇さんに退いてくださいという話までは、決定している。ということで、〇〇さんがどかなければいけないので、この新たなところを求めて、農地転用を出した。ただ工事が始まるまでは、そこはそのまま使える。最悪の事態、建設がなくなった場合に田端委員も言われたんですけれども、町の所有地として残ってしまえば、そもそも移転せずにすんだのにとという話にもなるので、そこはちょっと事務局としても心配される点なんですけれども、一応今回の申請は〇〇さんとしてはどいてくださいというふうに言われておりますので、どうしても移転先についてはある程度認める必要があるということで考えております。

議 長 そんな10年も15年もかかるかもしれないのに、見切り発車して、用地買収ばかりして、さあどうしようって。10年後15年後も買収用地の周りの様子は変わらないんじゃないかな。買収当該用地は、〇〇さんの他に施設があったり農地やら山林、建物がある？

事務局 建物ほぼないですね。農地・山林ですね。
議 長 生産性が高い農地ね？

事務局
議 長
事務局
議 長

いや。もう結構荒れているような農地が大多数です。
それなら、農地の移転という話も出てこないかもしれないね。
おそらく、はい。
他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、
許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成で、許可といたします。

5 番

続きまして、申請番号③番、担当の荒木委員お願いいたします。
はい。12 月 21 日に事務局と坂本推進委員と現地確認に行きました。場所は、21 ページをご覧ください。〇〇〇のちょうど村中です。25 ページと 26 ページに写真があります。農地の区分としては、第 2 種農地です。面積としましては△㎡。申請人は〇〇〇〇業であり、会社の資材及び車両の置場が不足していたため、用地を取得後は会社へ貸し付ける計画です。雨水につきましては、道路の側溝へ流すということです。
一般基準の 1 から 10 において適当と判断致しました。総合判断として、許可相当と判断いたしましたので皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。今の荒木委員の説明にご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議 長

始末書は、どういうことですかね。

5 番

写真の 26 ページですね。

議 長

牛小屋全部ですか。

5 番

裏の方の畑もです。そこも含めて、1 筆ですから。

議 長

始末書はですよ。63 年頃から、牛飼小屋として借用されていて、平成 29 年に〇〇さんから買われたんでしょう。それまでは、借りて牛を飼いよらしたと。

5 番

はい。〇〇さんの土地に借りて、飼いよらした。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

続きまして、申請番号④番、担当の池田委員お願いいたします。

7 番

12 月 21 日に、事務局と現地確認に行きました。場所は、30 ページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇さんの前の道路を、一番上の方まで上り詰めたそばになります。33 ページに、写真がありますけれども、ここはもともと農地だったんですけれども、建設業と農業の二足の草鞋を履いておられ、なかなか畑まで手が回らなかったということで、雑草対策として表面に砂を敷か

れたということで、始末書がつけてあります。農地区分は、2種農地で、面積は、△㎡です。転用目的は、住宅の建築です。この方は、親子になられる関係で、娘さんが家を建てられるということで、今回の申請になっております。給排水は、町の上下水道、雨水は町道の側溝へ流すそうです。一般基準の該当箇所は、適当と判断致しました。以上のようなことから、許可相当と判断致します。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。それでは、申請番号⑤番。私の担当ですので、説明をさせていただきます。

1 番

38 ページの地図をご覧ください。ちょっと、見にくいんですが、〇〇〇〇〇を渡って、右に〇〇〇〇〇をまっすぐ〇〇〇〇〇の方に行って、途中から左に入った所になります。親子間の貸借権になります。お母さんの家の裏の畑に息子さんが家を建てるといことで申請が出ております。一般基準も全てクリアということで、何も問題ないと思われます。適当と判断しております。

議 長

ご質問・ご意見ございませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案書の5ページをお開き下さい。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和3年1月12日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。

6～7 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は18件、田の31,805㎡、畑の32,465㎡、計の64,270㎡です。8ページには再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。6件、田の19,137㎡、畑の12,073㎡計の31,210㎡です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地

利用集積計画を定める。

令和 3 年 1 月 12 日提出 上益城郡御船町。

令和 3 年第 1 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

今月です。左側になります。田の 50,942 m²、内再設定が 19,137 m²、畑の 44,538 m²、内再設定が 12,073 m²となります。計の 95,480 m²、内再設定が 31,210 m²です。右側の本年累計につきましては、今月分と同数値となっております。以上です。

議 長 それでは、事務局の説明に承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

続きまして、議案第 4 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案書の 11 ページをお開き下さい。

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 1 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗
農業公社を通した賃借権設定になります。1 件、田の 11,340 m²、計の 11,340 m²です。以上です。

議 長 はい。それでは、事務局の説明に対して承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

続きまして、報告第 1 号から第 2 号まで事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の 13 ページをお開き下さい。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 3 年 1 月 12 日提出 御船町農業委員会

今月は、2 件の合意解約書が提出されております。ご覧ください。以上です。

続きまして、15 ページの報告第 2 号。先程の非農地証明の件です。非農地証明書を発行したので、報告する。令和 3 年 1 月 12 日提出 御船町農業委員会

16 ページが発行した非農地証明書の写しになります。先程の説明のとおり、3 条、5 条とこの非農地証明が関連の手続きになります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこ

れで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

8 番

⑩

9 番

⑩